

年末の

令和6年(2024年)

12

15

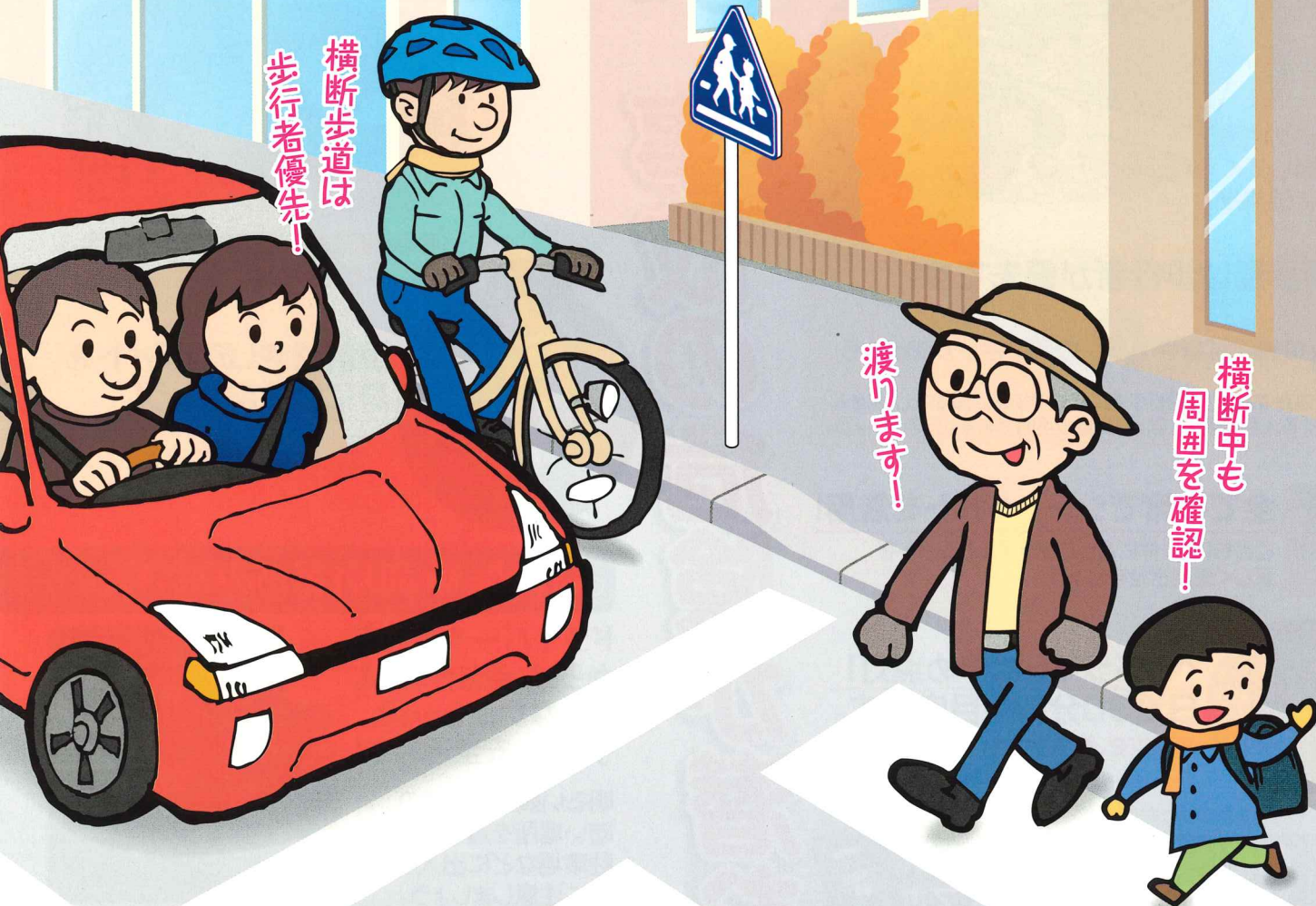
(日)

12

31

(火)

交通安全県民運動



横断歩道は
歩行者優先!

渡ります!

横断中も
周囲を確認!

スローガン

安全を つなげて広げて 事故ゼロへ

運動の重点

- (1) 歩行者と自転車の安全確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- (3) 飲酒運転等危険運転の根絶
- (4) 横断歩道と交差点の交通事故防止

【湖西市交通安全対策連絡会決定事項】

～しっかりと 止まってかくにん 横だん歩道～
交通安全協会湖西地区支部・湖西警察署・湖西市

このチラシは、会員の皆様のご協力によりお届けしています。

🚗 ドライバーのみなさん

- 小学校や公園の近くなどでは、こどもの「飛び出し」を予測して減速しましょう。
- 生活道路では速度を落とし、高齢者などの「不意の横断」に備えましょう。



特に、進行方向の右側から横断してくる歩行者に注意を。

横断歩道は歩行者が優先です!



横断歩道があります。横断歩道に接近する時は減速をし、横断しようとする人がいるときは、停止線の手前で必ず止まりましょう。



全ての席でシートベルトを着用!

こどもには、体に合ったチャイルドシートを正しく着用させましょう。



ヘッドライトは早め点灯! 日没30分前が目安です。

※雨や雪、曇りの日は、昼間も点灯を。



根絶! 飲酒運転

酒酔い運転の禁止

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

酒気帯び運転の禁止

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

飲酒運転者はもちろん、飲酒した人に車を貸す等の行為をした人も厳罰です。

令和6年11月1日からは、「酒酔い運転」に加えて、

自転車の「酒気帯び運転」も罰則対象に!



やめましょう! ながらスマホ



携帯電話使用等の禁止

携帯電話等を使用して走行し交通事故を起こすなどすると、携帯電話使用等(交通の危険)

罰則 1年以下の懲役または30万円以下の罰金

走行中、携帯電話等を手で持って通話したり、画像を注視すると、携帯電話使用等(保持)

罰則 6か月以下の懲役または10万円以下の罰金

令和6年11月1日からは、**自転車運転中の携帯電話使用等も同様の罰則に!**



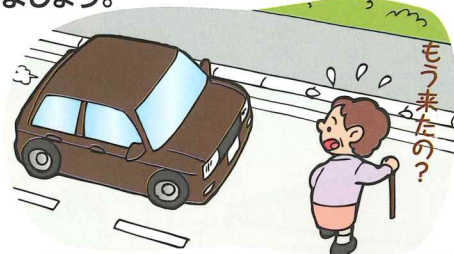
一人ひとりが
予測しよう!

事故の危険が潜む場面

🚶 歩行者のみなさん

ドライバーに「見落とされているかも…」と予測して、自ら進んで安全確保を!

- 横断歩道が近くにあったらそこを利用しましょう。
- 横断歩道のない道路を渡るときは、車の流れが完全に途切れてから渡りましょう。



渡る前には右、左、右の確認を行い、横断中も周りをよく見ましょう!



反射材やLEDライトを身につけましょう!

※白など明るい色の服装も効果的。

🚲 自転車利用者のみなさん

ドライバーや歩行者からは、自分が「見えていないかも…」と予測し、安全運転を!

24



明るい照明の近くの暗い場所を通るときは、駐車場などに出入りする車に注意しましょう。

ルールを再確認! 自転車安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯 街灯等で、周囲が明るく感じて必ず点灯!



※自転車の側面にはリフレクターを。

4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。